

◎新潟県告示第1542号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、新発田市に係る新発田農業振興地域（平成23年3月新潟県告示第317号）及び胎内市に係る胎内農業振興地域（平成26年1月新潟県告示第24号）の区域を次のとおり変更する。

平成26年11月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更した地域の名称

- (1) 新発田農業振興地域
- (2) 胎内農業振興地域

2 区域

- (1) 新発田市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

- (2) 胎内市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図、以下同様）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び新発田地域振興局農業振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成26年11月18日